

裁 判 所	最高裁判所第一小法廷
事 件 番 号	令和元年（行ヒ）第333号
事 件 名	法人税更正処分取消請求上告事件
判決年月日	令和3年3月11日
判 示 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の法人税法（平成27年法律第9号による改正前のもの）24条1項3号に規定する資本の払戻し該当性（積極） 2 法人税法施行令（平成26年政令第138号による改正前のもの）23条1項3号の規定のうち資本の払戻しがされた場合の当該払戻し直前の払戻等対応資本金額等の計算方法を定める部分の法適合性（消極）
判 決 要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当は、その全体が法人税法（平成27年法律第9号による改正前のもの）24条1項3号に規定する資本の払戻しに該当する。 2 法人の株主等である内国法人が当該法人の法人税法（平成27年法律第9号による改正前のもの）24条1項各号に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、当該法人の資本金等の額のうちその交付の基となった当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額の計算方法について定める法人税法施行令（平成26年政令第138号による改正前のもの）23条1項3号の規定のうち、資本の払戻しがされた場合の資本の払戻しを行った法人の当該払戻しの直前の払戻等対応資本金額等の計算方法を定める部分は、利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当につき、当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を超える当該払戻しの直前の払戻等対応資本金額等が算出される結果となる限度において、法人税法の趣旨に適合するものではなく、同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきである。
事案の概要	<p>本件は、Xが、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結事業年度（以下「本件連結事業年度」という。）において、外国子会社から資本剰余金及び利益剰余金を原資とする剰余金の配当を受け、このうち、資本剰余金を原資とする部分は法人税法（平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）24条1項3号所定の資本の払戻しに、利益剰余金を原資とする部分は同法23条1項1号所定の剰余金の配当にそれぞれ該当するとして、本件連結事業年度の法人税の連結確定申告をしたと</p>

	ころ、処分行政庁から、これらの剰余金の配当は、それぞれの効力発生日が同じ日であることなどから、その全額が同法24条1項3号所定の資本の払戻しに該当するとして法人税の更正処分を受けたことから、その取消しを求めた事案である。
訟務月報	68巻4号